

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.143 2015.11.24
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

賃金規定を勝手に解釈！！？

「どこに書いてあるのか？」の質問に答えられず！！

11月17日、大阪仕業検査車両所に従事している社員が杉野助役から「17時に上がってくれ」と言われ総務科に行くと、7月と8月分の通勤手当の戻入の話がありました。

この問題は分会情報No.136、139でも明らかにしたように、この社員は通常、車で通勤していますが、健康のために数回、徒歩で出勤したことで会社は「通勤手当を返せ」と言ってきたのです。

10月27日にも通勤手当の戻入についての話がありました。その時はこの社員から「何回、徒歩で来たら戻入することになるのですか？」の質問に、杉野助役は「調べておきます」と答えていて、次回また話をするようになっていました。

そして今回、杉野助役は「50%以上の通勤で戻入になる」と説明してきたのです。

しかし、この社員から「どこにそのようなことが書いてありますか？」の質問にはまったく答えず、ただ「戻入してくれ！手続きしてくれ！書いてくれ！」を繰り返すばかりでした。最後には杉野助役が「書かないんですね、書かないんですね！」と恫喝をしてきたことから、この社員は「それは業務命令ですか？」と質問しましたが、杉野助役がなにも回答しなかったため、手続きをしなかったそうです。

組合が、この件を調べてみましたが、賃金規定には「50%以上の通勤で戻入になる」とどこにも書いていません。杉野助役はどこで調べたのでしょうか？

規定の勝手解釈なら大変な問題です。また、解釈の違いなら団交事案です。

会社の事情聴取にも可視化が必要！！

また、杉野助役はこの社員に対し「徒歩で通勤した日数が半分以上あったと自己申告があった為、通勤手当を戻入して欲しい」とも言ってきました。しかし、この社員は前回「2、3か月前なので判らない。半分以上あったかもしれない。」と言ったそうです。

この言葉尻を取って「自己申告があった」と言ってきたのです。とんでもないことです！！

これでは自己防衛のために、録音や時系列等報告書のコピーが必要となってきます。

会社のパワハラ！！何が何でも犯罪者に！

前回9月30日、組合がこの通勤問題で支社へ抗議すると、会社は「賃金規程57条で回数が変わったら申告する事になってる」ということで問題にしていました。しかし、今回このことは一切出てきません。会社は何でも理由をつけて犯罪者に仕立て上げたいのです。

大仕両分会は会社のパワハラを無くし、より良い職場にするため闘います！！